

～ いわゆる「あおり運転」に関する注意事項について ～

1 「あおり運転」とは一般的に、

- ・異常接近して追い回す
- ・幅寄せ
- ・クラクションで威嚇
- ・ハイビームで威嚇

などの行為が考えられます。

2 「あおり運転」行為を受けたら

(1) 一般的注意事項

- ア トラブルに巻き込まれた場合には、可能な限り安全な場所に退避すること。
- イ 同乗者がいる場合には同乗者に警察への通報を依頼する、同乗者がいない場合には安全な場所に車を停めてから直ちに警察に通報すること。
- ウ 執拗な相手から逃れようとするあまり他の車両を巻き込むことがないよう、落ち着いて周囲の安全確認を行うなど、冷静に対処すること。

(2) 一般道路では、

- ア 安全な場所（警察署、交番、駐在所等）に待避する。
- イ 110番通報等警察に通報する。

(3) 高速道路では、

- ア 最寄りのサービスエリア、パーキングエリアまで行って停車する。
- イ 警察に通報し、車内で待機する。
- ウ サービスエリア、パーキングエリアまで運転出来ない場合は、路側帯など安全な場所に停車して外に出ない。
- エ 路上には絶対立たない。

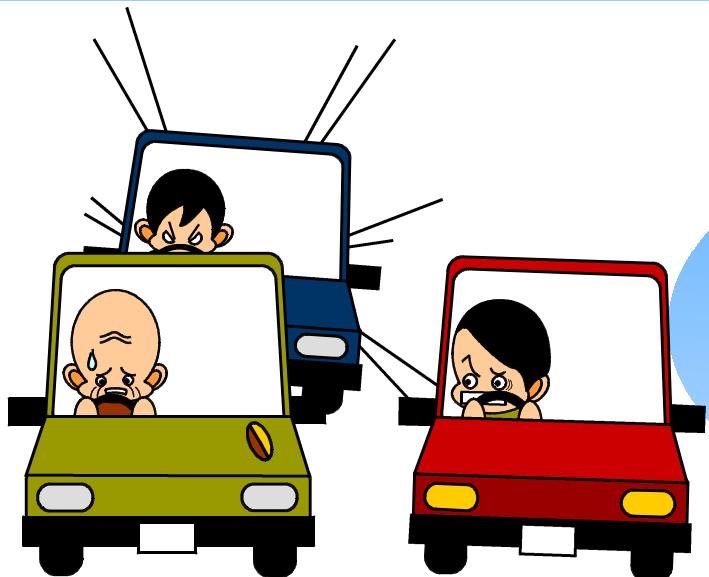
3 通報について

緊急の場合は110番通報をお願いします。

お急ぎではない事件・事故などに関する相談や意見・要望については、県民安全相談センター（電話 #9110または018-864-9110）にご相談下さい。

※ #9110については、一部のIP電話など相談される方の電話の種類によってはつながらない場合もあります。

「あおり運転」行為を受けたり・・



あわてずに
安全な場所で
通報しましょう！

注意事項

一般道路では・・・

- 安全な場所から通報を！
- 落ち着いて冷静に対応しましょう。



- 最寄りのサービスエリア、パーキングエリアまで行って停車しましょう。
そこまで運転出来ない場合は、路側帯など安全な場所に停車して、外に出ないようにしましょう。

安全な場所で110番通報！